

令和6年1月18日

三島商工会議所 御中

アクサ生命保険株式会社
静岡支社三島営業所

**福祉団体定期保険または定期保険(団体型)の約款改定、および
「新型コロナウイルス感染症」による災害保険金等のお支払い取扱変更について
＜事前のご案内＞**

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は、弊社社業ならびに共済制度運営に多大なるご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、生命共済を受託しております「福祉団体定期保険」または「定期保険(団体型)」につきまして、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡された場合等の災害保険金等をお支払い対象といたしております。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)上の「五類感染症」に位置づけられましたが、「五類感染症」(季節性インフルエンザ等が該当)の性質を踏まえると、災害保障の概念に適さなくなることから、今般、当該商品についても約款を改定し、個人保険と同様に、災害保険金等をお支払い対象外とさせていただきます。

このお取扱いは令和6年4月1日以降、「福祉団体定期保険」または「定期保険(団体型)」を新規に締結または更新した契約から順次適用されます。

詳細は、貴商工会議所ご契約の令和6年4月1日以降最初の更新時に改めてご案内いたしますが、まずは事前にご案内をさせていただきます。

敬具

記

■ 改定日

令和6年4月1日以降、「福祉団体定期保険」または「定期保険(団体型)」を新規に締結または更新した契約から順次(契約応当日単位)適用いたします。

■ 対象商品

「福祉団体定期保険」または「定期保険(団体型)」で以下の特約が付加されている「生命共済制度」。

【福祉団体定期保険】

- ① 災害保障特約
- ② 災害割増特約
- ③ 入院給付金付災害割増特約

【定期保険(団体型)】

- ① 入院給付金付災害割増特約

■ お支払い対象外となる保険金

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・高度障害状態に該当した場合は、災害保障特約等(災害保険金等)のお支払い対象外となります。

	令和6年4月1日以降に 到来する更新日を 迎えていない契約	令和6年4月1日以降に 新規に締結・更新 する契約
死亡保険金・高度障害保険金 [主契約] ・福祉団体定期保険 ・定期保険(団体型)	お支払い対象	お支払い対象
災害保険金・災害高度障害保険金 [特約] ・福祉団体定期保険に付加される 災害保障特約 災害割増特約 入院給付金付災害割増特約 ・定期保険(団体型)に付加される 入院給付金付災害割増特約	お支払い対象	お支払い対象外

※[主契約](死亡保険金等)のお支払いについては変更ございません。(新型コロナウイルス感染症を直接の原因として保険金のお支払事由に該当した場合も、お支払いをいたします。)

■ 約款改定内容

【添付資料】をご参照ください。

■ その他

◇ 取扱変更のタイミングについて

当社では、新型コロナウイルス感染症が当初、災害保障の概念に合致すると捉えられたことから、令和2年5月より、特別取扱いとして全ご契約を一斉に、新型コロナウイルス感染症による死亡等を災害保険金等のお支払い対象といたしておりました。

新型コロナウイルス感染症をお支払い対象外とする今般の約款改定については、既契約は原則どおり、更新日を迎えたご契約から改定約款を適用させていただきます。(更新されるまでは、更新前の約款規定に従ってお取扱いをいたします。)

なお、個人保険とは約款規定が異なるため、取扱変更のタイミングが異なっております。

◇ お客さまのお手続き・保険料変更について

本改定にともなう、お客さまによる契約変更のお手続きは必要ございません。また、本改定にともなう保険料の変更はありません。

以上

本件に関するお問い合わせは、弊社営業所にて承ります。

【担当営業所】 〒411-0036 三島市一番町 2-29 三島商工会議所会館 3階
アクサ生命保険株式会社 三島営業所 TEL 055-972-9488

【添付資料】 約款改定内容 (下線部が変更箇所) ※別表の番号は商品によって異なります。

改定後	改定前												
<p>(中略) 別表3 対象となる感染症</p> <p>対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="582 1265 837 2004"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コレラ</td> <td>A00</td> </tr> <tr> <td>重症急性呼吸器症候群[SARS] (途中省略) (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)</td> <td>U04</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。))であるものに限ります。は、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる感染症」に含まれます。なお、次のいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「対象となる感染症」に含まれません。</u></p> <p>(1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症 (2) 新型コロナウイルス感染症のうち新型コロナウイルス感染症 (3) 指定感染症 (以下省略)</p>	分類項目	基本分類コード	コレラ	A00	重症急性呼吸器症候群[SARS] (途中省略) (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04	<p>(中略) 別表3 対象となる感染症</p> <p>対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="582 280 837 996"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コレラ</td> <td>A00</td> </tr> <tr> <td>重症急性呼吸器症候群[SARS] (途中省略) (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)</td> <td>U04</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))を含めます。</p> <p>(以下省略)</p>	分類項目	基本分類コード	コレラ	A00	重症急性呼吸器症候群[SARS] (途中省略) (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04
分類項目	基本分類コード												
コレラ	A00												
重症急性呼吸器症候群[SARS] (途中省略) (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04												
分類項目	基本分類コード												
コレラ	A00												
重症急性呼吸器症候群[SARS] (途中省略) (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04												

<補足説明>

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)において、令和2年2月から「指定感染症」に、令和3年2月からは「新型コロナウイルス感染症」に指定されてきました。しかし、令和5年5月8日からは、「五類感染症」に移行したため、改定後の規定でお支払い対象と列挙されている上記(1)～(3)のいずれにも該当せず、災害保険金等のお支払い対象外となります。